

## 監修者まえがき

◆◆◆◆◆

2018年4月に公認心理師養成がスタートした。養成のメインルートは、「4年制大学において省令で定める科目を履修」の上、「大学院において省令で定める科目を履修」となっている。大学では25科目が設定され、大学院では10科目が設定されている。

公認心理師の定義では、「『公認心理師』とは、第28条の登録（監修者注：公認心理師登録簿への登録）を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう」（公認心理師法第2条）と述べられた後に4つの業務が示されている。この定義を踏まえて、大学院の科目は次のように構成されている。大きくは講義科目（9科目）と実習科目（1科目）に分けられる。講義科目は、「保健医療、福祉、教育その他の分野」に関する科目（5科目）と「心理学に関する専門的知識及び技術」に関する科目（4科目）である。

この「公認心理師分野別テキスト」では、「保健医療、福祉、教育その他の分野」に関する科目（5科目）を扱う。心理支援の分野としては、一般的に5分野が想定されており、それに対応した科目が配置されている。つまり、①保健医療分野：保健医療分野に関する理論と支援の展開、②福祉分野：福祉分野に関する理論と支援の展開、③教育分野：教育分野に関する理論と支援の展開、④司法・犯罪分野：司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開、⑤産業・労働分野：産業・労働分野に関する理論と支援の展開である。本テキストでは、分野ごとに1巻ずつを当て、その分野の概要、関係法規、業務、実践等を解説している。

公認心理師カリキュラム等検討会の報告書では、特定の分野において

求められるものの例が示されている。その中からいくつかを抜粋しよう。

**医療分野** 心理検査や心理療法（集団療法、認知行動療法を含む）等、心理職の立場からの技術提供が求められる。

**保健分野** 乳幼児健診等の母子保健事業における母性や乳幼児への心理に関する援助、認知症が疑われる高齢者への支援等、幅広い技能が求められる。

**教育分野** スクールカウンセラー等として、児童生徒、保護者及び教職員に対する相談・援助等を行うことにより、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止、早期発見、事後対応、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する心理検査や支援、学校への助言等の必要な対応等を行うことが求められる。

**福祉分野** 児童福祉施設（障害児施設・保育所を含む）等においては、子どもの発達に関する知識や各種心理検査等の技術をもって、子どもの状態、家族像、今の問題点等を包括的に理解・評価することが求められる。

**司法・犯罪分野** 犯罪や非行をした者について、犯罪や非行に至る原因や心理の分析、再犯・再非行のリスク評価、矯正・更生のための指導・助言、処遇プログラムの提供等を行う。

**産業・労働分野** 労働者に対する相談援助や研修等を行う。また、メンタルヘルス対策の活動を行うことで労働環境の改善や労働者のパフォーマンスの向上に役立てる。

公認心理師はいわゆる汎用資格なので、特定の分野だけしかわからないというわけにはいかない。将来的には特定の分野で仕事をしていくにしても、まずはすべての分野について学ぶことが必要かつ有益である。視野を広く持ち、適切にリファーするためにも、すべての分野について積極的に学んでいかれるよう願う。

2018年10月

野島一彦

## 編者まえがき

「21世紀はこころの時代」と言われているが、うつ病等のこころの病の増加が大きな社会問題となっており、公認心理師の誕生は、心理職・心理業務の大きなパラダイム転換の契機となる。心理職の職域・活動内容の拡大とともに、要支援者に対する援助活動だけではなく子どもが誕生してから高齢者になるまでの生涯にわたる援助と、チーム学校・チーム医療に代表されるような多職種との連携による心理援助、ストレスマネジメント等の心理教育や心の健康をはかるための予防教育の充実が求められる。

生涯発達の視点から、本シリーズで展開される「保健医療」「福祉」「教育」「司法・犯罪」「産業・労働」の各分野で心理支援や予防教育が必要になる。日本国憲法や条約を基盤とした法律・制度・条例で国民の基本的人権を擁護し、心身の健康の増進をはかることになっているが、各法律において必ずしも整合性がとれているとは言えない。例えば「児童」という言葉は、教育分野では小学生（学齢児童6歳～12歳）を指すが、児童福祉分野では18歳未満を指すように、各法律や所管の監督官庁の考え方で施策が違うからである。また、児童は通っている機関によって受けけるサービスが異なる。保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省（以下、文科省）の管轄であり、幼稚園では幼稚園教育要領、保育園や幼保連携型認定こども園は保育所保育指針関係などに根ざした教育・保育活動がそれぞれ行われている。

また、近年利用者数が増加している学童保育（放課後児童クラブ）<sup>注1)</sup>は制度的には第2種社会福祉事業の位置づけであり、夏休み等は異学年が一緒に長時間生活する場である。地方自治体によって名称や物理的環境、指導

スタッフの資格や力量に差があり、子ども同士のトラブル・保護者の対応や発達障害児の対応等、心理職が必要な施設の1つである。<sup>注2)</sup>

公認心理師は横断的な汎用資格である。各分野の基本的な理論と法律・制度を理解しておくことが、要支援者の多面的な支援につながる。例えば、発達障害児の生涯にわたる援助を行う際には、乳幼児健診や就学前の療育センターの役割、学校教育終了後は障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）や障害者職業センターの援助について理解が必要になる。公認心理師が、1人の人に対する生涯にわたる教育機関・支援制度・支援機関を理解し、それらの機関とのネットワークを持っていれば、要支援者の生涯発達における心理支援の見通しを立てができる。要支援者や保護者・関係者への指導・助言が「いま、ここで」の支援だけにとどまらず、有機的かつ効果的・長期的な支援となる。

筆者は教育分野のみならず、保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働の各分野での講演会・研修会を行うことが多いが、共通している現状がある。それは、現代社会の影響である。特に「改革」という名のもとの法律や制度の通達・通知が矢継ぎ早に行われていることによって、組織が改革され働き方が変わっていること、「理想としての法律・施策」と「現実としての現場の実態」との乖離があり、多忙感と疲弊感が増加していること、インターネットやSNSの普及により情報量が多くなったことで情報に振り回されていることである。心理職には各分野の法律・制度や組織を熟知したうえで心理支援や心の病の予防を行うことが従前にも増して求められている。

「教育分野」の編集にあたっては、実際に教育臨床の現場で支援をして

いる心理職やこれから心理職を目指す学生、そして、学校の教職員にも理解ができる内容となるように心がけた。また、最新の情報や具体的な支援方法が入手できるように、参考書や通達等のURLを掲載している。執筆は教育現場を熟知し、教育現場の最前線で心理臨床活動を行い、最新情報やグローバルな視点に基づいて教育臨床、発達障害、アセスメントの研究をしている若手からベテランまでの先生方にお願いした。そして、生物心理社会モデル（biopsychosocial model）で考える際に参考になるように、発達障害、心の病、家族関係（アタッチメント、虐待等）、学校での教員や友人との人間関係が引き起こす心理的問題の現状と対応、それらの対応の基盤となる法律等について解説していただいた。また、事例サービスやQ&Aでは、虐待やいじめに対する学校との認識の違いの問題等、法律や制度等の原理原則だけでは解決できない事例について検討していただくことで、現場のリアリティを可能な範囲で再現するよう試みた。

心理職の支援を通して、今悩んでいる子どもが1人でも多く救われることと心理的問題の予防の一助になることを切に願っている。

2018年11月  
増田健太郎

注1) 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項において、「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」をいう（厚生労働省、2016）。

注2) 「障害」の表記は、地方自治体によっては「障がい」としている地方自治体もある。本書では、「障害」の表記で統一する。

## 目 次

監修者まえがき iii

編者まえがき v

### 序 章 公認心理師とは

1. 公認心理師法の成立と公認心理師の業務 .....	4
① 公認心理師法の成立	4
② 公認心理師の業務	5
2. 公認心理師の法的義務 .....	6
① 信用失墜行為の禁止	6
② 秘密保持義務	6
③ 連携等	7
④ 資質向上の責務	8
3. 安全確保と情報共有 .....	9
① 安全確保	9
② 情報共有	11

### 第Ⅰ部 理論の展開

#### 第1章 教育分野の概要

1. 特徴と留意点 .....	18
-----------------	----

2. 制度と法規 .....	20
----------------	----

① 教育に関する概要	20
① 公認心理師の位置づけ	20
② 基本の法律と支援	21
③ 関連する法律と支援	24
② 指導と制度・組織	27
① 教育の制度・学校組織と学校教育	27
② 学習指導要領と生徒指導提要	30
③ 障害に関わる支援	33

### 第2章 教育分野の業務

1. 臨床的課題と職域 .....	40
① 幼稚園・保育園・学童保育での課題と心理支援	40
① 保育臨床相談の職務	40
② 保育臨床相談の具体例	41
③ まとめ	43
② 小学校・中学校・高校での課題	43
① 不登校、いじめ、学級崩壊、体罰、キャリア教育（進路指導）	43
② 発達障害児の指導	47
③ 子どもと保護者	49
③ スクールカウンセラー	53
① スクールカウンセラーの活動とこれからの課題	53
② 緊急支援とスクールカウンセラーの役割	55
④ 学生相談	57
① 専門学校・予備校の学生相談	57
② 学生相談の歴史と現在の課題	58
2. ケースマネジメントと職域間の連携 .....	61
① ケースマネジメント	61

- ②教育現場における連携 62
- ③職域間の連携を進めるうえでの心得 63

## 第Ⅱ部 支援の展開

### 第3章 教育分野の実践——事例スーパービジョン

- 事例① 不登校 68
- 事例② 発達障害 72
- 事例③ 学級崩壊 76
- 事例④ 体罰 80
- 事例⑤ いじめの認知とスクールカウンセラーの職務 84
- 事例⑥ いじめの早期発見とスクールカースト 88
- 事例⑦ 教師のストレス(1)——リアリティショックで苦悩する新任教師 92
- 事例⑧ 教師のストレス(2)——キャリア中期の危機 96
- 事例⑨ 保護者への対応で悩む教師への支援 100

### 第4章 教育分野の現場——こんなときどうする? Q&A

- Q&A① 子どものサイン 106
- Q&A② 性的対話の対応 107
- Q&A③ 学級での発達障害児の対応 108
- Q&A④ スクールカウンセラーの守秘義務(秘密保持)の考え方 109
- Q&A⑤ チーム学校でのスクールカウンセラーの活動 110
- Q&A⑥ スクールカウンセラーが活動前にする準備 111
- Q&A⑦ スクールカウンセラーのネットワークづくりの活動の意味 112
- Q&A⑧ 不登校生徒の具体的支援 113
- Q&A⑨ 分離不安児童に対する支援 114
- Q&A⑩ 適応指導教室(教育支援センター)へのつなぎ方 115
- Q&A⑪ 虐待への対応 116
- Q&A⑫ 学校に複数のスクールカウンセラーや相談員がいる場合 117

- Q&A⑬ 学校といじめの認識が違う場合 118
- Q&A⑭ 教職員との情報交換・情報共有 119
- Q&A⑮ 発達障害生徒に対する合理的配慮 120
- Q&A⑯ LGBT生徒に対する具体的対応 121
- Q&A⑰ エビデンスに基づいた支援 122
- Q&A⑱ 教師と女子生徒との性的関係への対応 123

## 終章 教育分野で学ぶこと

- 1. 全ての子ども達の支援のために  
——更新される施策・省令の理解 ..... 126
- 2. 心の健康のために  
——心理面接・心理教育・研修会の共通の視点 ..... 127
- 3. 教職員の心の健康向上のための視点 ..... 130
- 4. まとめにかえて  
——「専門性」「人間性」「社会性」の3つの視点 ..... 131

引用・参考文献 134

索引 140

## 1. 公認心理師法の成立と公認心理師の業務

### ① 公認心理師法の成立

わが国の心理学は、1890年に元良勇次郎が帝国大学教授に就任したことに始まる。1920年頃から心理検査（知能テストなど）の作成と実施が行われている。1920年頃に森田療法が創始され、1932年には古澤平作がフロイト（Freud, S.）のもとに留学し、精神分析家の資格を得ている。

第二次世界大戦後（1945年後）に、わが国の臨床心理学が誕生し、1964年には日本臨床心理学会が創立された。そして心理職の国家資格化が議論されたが、先に進まず、資格推進派の人たちはこの会を脱会した。

その後、1982年に資格推進派の人たちが中心となり、日本心理臨床学会が設立された。心理職の国家資格化を目指したが、その実現は難しく、この学会が中心となり1988年に国家資格への一階梯として民間資格である臨床心理士（修士修了者）を認定する日本臨床心理士資格認定協会が作られ、臨床心理士の認定が開始された（2018年4月現在、34,504人を認定している）。

その後も心理職関係者の国家資格化への運動は続いた。2005年には医療団体が学部卒の医療心理師という資格、臨床心理団体は臨床心理士をモデルとした資格を作ろうという動きが活発化し、いわゆる二資格一法案の骨子案ができたが、国会解散もあり、頓挫することになった。

2011年には医療団体、臨床心理団体、心理学団体の3団体が「心理職者に国家資格を」と題する3団体要望書を取りまとめ、約700人の国会議員に届けた。それを契機に法制化の動きが加速化した。2012年には自民党の「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」が立ち上げられた。2014年6月には公認心理師法案が国会に提出された。しかし、衆議院解散のため廃案となった。その後、2015年7月に法案の再提出が行われ、同年9月に国会で制定され、公布された。そして2017年9月に施行さ

れ、養成が2018年4月よりスタートし、経過措置による第1回の国家試験が同年9月に実施された。

### ② 公認心理師の業務

公認心理師法制定の目的は、「公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする」となっている（公認心理師法第1条）。そして公認心理師の業務については次のように定義されている（第2条）。

公認心理師とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析。
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助。
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助。
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供。

ちなみに公認心理師は、医師や看護師の資格のような業務独占の資格ではなく、名称独占の資格である。公認心理師法第44条で名称の使用制限が次のように記載されている。「公認心理師でない者は、公認心理師という名称を用いてはならない。2 前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という名称を用いてはならない」。これに違反した場合は「30万円以下の罰金に処する」となっている。

## 1. 特徴と留意点

教育改革の流れの中で、学校は地域創りの中核を担う組織として期待されている。学校教育もパラダイム転換を迫られている。チーム学校の理念のもと、学校と家庭・地域との連携・協働によって子どもの成長を支えていく体制を作ることである。学校内での多職種との連携・協働、学校外では警察や児童相談所等との連携が求められている。現在もスクールカウンセラー（以下、SC）は学校の一員であるが、チーム学校の制度化と公認心理師の誕生でSCの立ち位置と役割は大きく変化する。教育は、だれでも自分が受けてきた教育を前提として、今の教育の有り様を語ることができる。しかし、現在、教育は教員主体からコミュニティスクールのように地域住民や保護者と専門職の多職種連携およびICT（information and communication technology：情報通信技術。以下、ICT）の活用も法制度改正によって改革されてきている。

一方、学校がおかれている厳しい状況をまとめておく。SCが対応すべき事象は多い。不登校・いじめ・自殺、発達障害児童生徒への対応、児童虐待等への対応は当然のこと、保護者のクレーム、教師の体罰・わいせつ事件、学級崩壊・学校事故への臨床心理的対応、教職員の超過勤務問題やうつ病等が挙げられるが、これらの問題は様々な要因が複雑に絡み合って生じる現象である。文部科学省（以下、文科省）の調査によれば、2017年度の児童生徒の不登校の数は小学校が35,032人（出現率0.5%）、中学校108,999人（出現率3.2%）であり、5年連続増加している。特に、小学校の不登校児童の増加・出現率は過去最高である。不登校児童生徒の問題は自殺や引きこもりとの相関も高く、文科省や各地方自治体においても、SCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の派遣、不登校対応教員の増員、適応指導教室の設置促進等多様な施策を行っている。小中学校・高校等でのいじめの認知件数も414,378件と2017年度は過去最多であ

り、重大事案発生件数も増加傾向にある。小中高生の自殺は、文科省によると250人、日本全体の自殺者数は自殺対策基本法が制定される等の施策により減少傾向にあるのに対して、青少年の自殺は増加傾向にある。学校現場でのいじめ自殺の悲劇は繰り返されている。いじめを原因とした自殺防止の取り組みは、多職種との連携を念頭においていたチーム学校が機能することが期待される。また、自然災害や学校内外での事故等で亡くなる子ども達も多い。教育臨床の最大の目的は子ども達の生命と心を守ることである。

公認心理師に求められる知識及び技術について、「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」で、「国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての職責を自覚すること」「心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと。また、対象者の心理に関する課題を理解し、本人や周囲に対して、有益なフィードバックを行うこと。そのために、さまざまな心理療法の理論と技法についてバランスよく学び、実施のための基本的な態度を身につけていること」と記載されている。公認心理師は、教育分野においては発達段階に応じた学校での心理支援に関する業務を行うことになる。その際は、児童生徒・保護者・教師の個人の支援だけではなく、教育制度・学校組織、小学校入学時に落ち着かない児童が増える「小1 プロブレム」や中学1年で不登校生徒が急激に増える「中1 ギャップ」問題等、教育分野の特徴的な事象をマクロな視点から見ることも必要である。

また、保健医療や福祉など他分野と同様に教育分野においても、「校務分掌」「生徒指導」「指導要録」等教育分野の独特の用語がある。加えて、「指導主事」が教頭級のみや校長職級も含む場合等、地方自治体によって異なること、学校ごとで「学年部会」「学年委員会」など、その委員会の使い方や呼称が違うことを理解しておく必要がある。

## 1. 臨床的課題と職域

### ① 幼稚園・保育園・学童保育での課題と心理支援

幼稚園・保育園・学童保育等で心理学の専門家の理解と助言が求められ、「保育臨床相談」として活用されることが増えている。発達障害の理解と支援、家族の在り方の多様化に伴い家族だけでは抱えきれない課題に対して、心理学の専門的な視点に期待が寄せられている。

幼稚園・保育園・学童保育での心理支援としては「巡回相談」が行われてきた。特別な配慮を要するいわゆる“気になる子ども”についての発達臨床の視点からアセスメントと保育者へのコンサルテーションを行う、保育現場での特別支援である。また臨床心理士が定期的に幼稚園を訪問し子育て支援にかかる「キンダーカウンセリング事業」を実施している府県もある。

### ① 保育臨床相談の職務

保育臨床相談では、子どもの心理発達の課題を生物・心理・社会の包括的な視点からアセスメントを行い、それに基づいた支援の手立てを考える。具体的な活動としては、①子どものアセスメント（理解）、②保育者の保育活動の支援：アセスメントを生かした関わり方、クラスづくりへの助言等、③保護者への子育てに関する助言やカウンセリング、④他機関との連携、⑤その他、地域での子育て支援に関する講演や啓発活動等が挙げられる。

保育臨床相談では発達心理学、臨床心理学、応用行動分析、遊戯療法やカウンセリング等の幅広い心理の専門性が総合的に活用される。子どもの課題に関して、①発達検査や行動観察を通しての発達のアセスメント、②こだわりや他者との関係のとり方等、発達の特性に関するアセス

メント、③自我発達や愛着形成の視点からのアセスメント、④子どもをめぐる環境やコミュニケーションの特徴等多面的なアセスメントが求められる。また子どもの体験に耳を傾ける遊戯療法の関わりや親の不安や焦りに対しカウンセリングや心理教育等の保護者支援を行う場合もある。

### ② 保育臨床相談の具体例

保育臨床相談の実際をキンダーカウンセラー（以下、KC）の関わりで考える。事例は保育現場でしばしばみられる相談をもとに、筆者が創作したものである。

#### ◆ 事例——Aの“順番”的理解について

年中X組のA（男）は幼稚園に楽しく登園しているが、集団での指示は聞いておらず、立ち歩く姿が目立つ（製作等での個別の指示は理解可能）。特に順番を待つことが難しく、しばしば列を乱す。KCは月1回の幼稚園訪問でAに関わりながらの参観を行った。

**参観1** KCは朝の会を参観、自由遊び時にAと関わる。物への強いこだわりは見られない。視線は若干合いにくく感じた。気持ちが高まると友達にちょっかいをかける。KCにはものおじせずに話しかけてくる。話は生き生きと伝わりKCには興味深く感じられたが、「それでね……」と延々と話が続き、終わらない。

**参観1 コンサルテーション** KCより、①Aの他者との意味の共有の育ちに課題があること、②うれしい気持ちが高まるところについている様子が見られることを担任に伝える。“順番”については「何のために」「どこで」「いつまで」ということが理解しづらいように思われ、視覚支援、特に並ぶ順に関して分かりやすい立ち位置の配慮を提案した。

**参観2** 集団での指示の入りにくさについては、ひと月前とあまり変わっている様子は見られなかった。特に順番を待つことについては、立ち位置は守るが、自分の番が終わった後友達とふざけてしまう。終わり

事例①

## 不登校

### 事例提示

中学1年生のA(男子)は、中学入学時に父親の仕事の関係で他県から転校してきた生徒である。5月の連休明け頃から欠席が目立つようになり、1学期後半にはほぼ完全な不登校となった。Aの特徴として、他の生徒に比べ身体は小さく目立たない生徒であること、勉強は全般に苦手であること等を挙げることができる。また、転校生ということもあって、現在の学校で親しい友達はほとんどいない。

Aが休みだしたきっかけははっきりしないが、休みが増えるにつれて外出する機会が減り、自室でゲームに没頭する時間が長くなったり、結果、生活リズムが崩れ昼夜が逆転していった。母親はAのことをよく担任に相談しており、担任との信頼関係は形成されている。だが突然の来校や長電話が多く、周囲の教員からみて、担任の負担がかなり大きいように思われた。このような状況を受けて、1学期後半、担任と教育相談主任がAへの対応について話し合いをもった。その中で、Aの状況に改善が見られないこと、また母親からの相談頻度が増え対応に苦慮していること等が担任の口から語られた。

そこで、教育相談部会でAに関して集中的な検討を行うことになった。教育相談部会のメンバーは教育相談主任を中心とし、教頭、各学年教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー(以下、SC)の6人である。今回はこの6人に加えて担任も出席した。

最初に、担任から上述したようなAの特徴、経緯、現状等の説明が行

われた。また、教育相談主任がAの卒業した小学校に問い合わせて得られた情報(他児に比べ言動が幼い、欠席や早退が多い、母親は過干渉ぎみで不安が高い)が伝えられた。

以上のような情報共有、メンバーによる意見交換やSCによる心理学的立場からの見立て等をもとに、次のような分析と方針が立てられた。Aは中学1年生として期待される学習、対人関係等の遂行に困難を抱えている。加えて、転校生ということもあって友人関係が希薄であり、新しい学校環境への適応が進んでいない。これらのことと背景に欠席が増え、ゲームへの没頭に見られるような現実からの回避と家への引きこもり傾向が強まっている。これらの分析から、今後の方針として、無理のない形でAを家庭外の世界へつなげるような対応を行う(方針①)。また、母親はAの養育への不安が高く、誰かに相談しないと不安や心配を解消することが難しい。よって、母親が安定してAと関わっていくためには、担任以外にも母親が継続的に相談できるような状況をつくる(方針②)。

①に関しては、家庭以外の居場所づくりを目標に、校内の別室、教育支援センター(適応指導教室)、さらにはフリースクールの情報を母子に提供した。②に関しては、SCへの相談が可能であることを母親に伝えた。そして、①と②の仲介を担任と教育相談主任が行うことも併せて伝えた。その結果、①に関して、Aは2学期中頃から教育支援センター(適応指導教室)に通室するようになった。また②に関しても、母親はほぼ毎週1回のペースでSCに相談するようになった。

これらの対応が奏効し、2年生になった段階でAは教室への復帰を果たすことができた。この背景には、教育支援センターで親しくなった同校の生徒と2年生のクラス替えで一緒にクラスになったこと、カウンセリングを通して母親の心理的な安定が図られたことがあり、これらのこととがAの再登校に大きな影響を与えたと考えられる。

教育支援センター通室後の学校の対応として、教育相談主任を中心となって教育支援センターとの連携を図った。クラス替えの配慮もこの連



## ① 子どものサイン

**Q** Aの担任から、「最近、Aの様子がおかしいので、一度会ってもらえないか」と依頼され、面接を実施した。しかし、Aは「特に話すことはありません」と言うだけで、不調を感じていないという。たしかに口数は少なく表情も暗いが、どのような状態か判断に困っている。医療機関の受診を見極めるサインのようなものはあるか。

**A** 教育分野で公認心理師が出会う子どもの中には、精神科等の医療機関の受診が必要であるにもかかわらず未受診の子どもが少なくない。そこで、公認心理師は、特に統合失調症やうつ病等、投薬が治療の主たる方法となり得る疾患が疑われる場合には、医師による診察を勧めることが重要になる。

今回のポイントは、なぜ担任が面接の必要性を感じたのかを理解することにある。本人から得られる情報だけではなく、周囲の支援者からの客観的情報を収集することが、適切なアセスメントには欠かせない。その際、以前に興味を持っていたものに关心を示さなくなった、急激に成績が落ちた、入浴等の身辺に関する行動ができなくなってきた、表情が乏しくなってきた等、精神疾患の症状を見定めることがポイントとなる。



## ② 性的対話の対応

**Q** 勤務する中学校の相談室では、自由来室活動の際に性的な会話をする男子生徒Aがいる。Aは、女子生徒の前では性的な会話を控えているようなので、単なる雑談と捉えてこのまま見守っていてよいだろうか。

**A** 一般に思春期になると性的発達が著しくなり、性的な関心が高まる。そのこと自体は自然な現象であり、自我同一性の確立という発達課題を達成するために必要な役割を担っている。ただし、頻繁な性的言動の背景に、性的虐待の被害等の重大な問題が隠されている場合もある。また、同性同士の性的な雑談について、ひそかに不快感を抱いている子どもが存在する可能性もある。公認心理師は、このようなあらゆる可能性を考慮に入れて、その場の対応を選択していく必要がある。

なお、性的な言動は、他にも様々な課題と結びついていることがある。例えば、発達障害を抱えている子どもが性的な事柄に強いこだわりをもち、性的な加害行為に至る可能性も否定できない。心配があれば、早期に専門機関に相談することが必要である。また、性的逸脱行動の背景はSNSの発達などの社会的要因や家庭的要因など多様である。幼い頃から蓄積された寂しさや、対人関係がうまくいかないことを背景に、援助交際等の性的逸脱行動につながることもあるかもしれない。性的な問題は、加害・被害双方の当事者へのケアの視点が欠かせないことに留意すべきである。